

社会福祉法人侍浜福祉会評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(沿革) 平成 21 年 4 月 1 日制定
(沿革) 平成 22 年 4 月 1 日改定
(沿革) 平成 24 年 4 月 1 日改定
(沿革) 平成 29 年 4 月 1 日改定
(沿革) 平成 30 年 2 月 17 日改定
(沿革) 令和 2 年 6 月 13 日改定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人侍浜福祉会（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び定款第 21 条に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款 5 条による者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第 2 号の役員うち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第 3 条 この法人の役員等に、定款 21 条に基づき、理事長が必要と認め、勤務についた場合には、別表 1 に定める報酬を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務とする非常勤役員には、支給しない。

2 評議員には、定款 8 条に基づき、報酬を支給しない。

3 第 1 項の報酬は法令の定めによる控除すべき金額を控除して、その都度、現金で支給する。

(費用弁償)

第 4 条 評議員及び評議員選任解任委員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 前項の費用弁償は、別表 2 に定める法人の会議等に参加したときに同表に掲げる額を支給する。ただし、同日に二つ以上の会議に参加した場合には、その一つについて支給する。

3 研修等により出張したときは、職員等の旅費に関する規程に定める額を支給する。

4 この法人から給与支給されている常勤役員には支給しない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

別表1 役員等の報酬

区分	報酬額	基準
理事 監事	時給 1,500円	正規職員の給与規程第4条別表第1中、3級の1号給を160時間で除して得た額（1週間あたり40時間）

別表2 費用弁償

会議等	費用弁償額
理事会	1回 3,000円
評議員会	
評議員選任・解任委員会	
その他の会議等	

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月17日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月13日から施行する。